主務省令第２条第２項第５号の有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程及び有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動	(1)と(2)の合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうちナフサクラッカーに係る目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度におけるナフサクラッカーに係る基準活動量を乗じて得た量	(1)ナフサクラッカーに係る目指すべき水準 令和８年度　0.4791 令和９年度　0.4755 令和10年度　0.4719 令和11年度　0.4683 令和12年度　0.4647	(1)ナフサクラッカーに係る活動量 エチレンその他石油化学系基礎製品の生産量(単位は、トンとする。)
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち有機化学工業製品の製造工程に係る目指すべき水準に、当該年度における有機化学工業製品の製造工程に係る基準活動量を乗じて得た量	(2)有機化学工業製品の製造工程に係る目指すべき水準 令和８年度　0.06146 令和９年度　0.06068 令和10年度　0.05990 令和11年度　0.05912 令和12年度　0.05834	(2)有機化学工業製品の製造工程に係る活動量 燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第６号の石油精製業における石油精製工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　6.607×10^{-3} 令和９年度　6.495×10^{-3} 令和10年度　6.383×10^{-3} 令和11年度　6.271×10^{-3} 令和12年度　6.160×10^{-3}	装置ごとの通油量、原料の投入量又は製品若しくは半製品の生産量に、当該装置の区分に応じてそれぞれ備考の⑬で定める係数を乗じた値の合計量
主務省令第２条第２項第７号のゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.05052 令和９年度　0.05024 令和10年度　0.04996 令和11年度　0.04967 令和12年度　0.04939	燃料（副生燃料を除く。）の使用量（単位は、ギガジュールとする。）
主務省令第２条第２項第８号の板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.5491 令和９年度　0.5399 令和10年度　0.5307 令和11年度　0.5215 令和12年度　0.5123	次の(1)から(3)までの合計量 (1)通常品の溶融量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。） (2)超薄板品の溶融量に1.27を乗じた量 (3)型磨き品の溶融量に1.14を乗じた量
主務省令第２条第２項第９号のガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.4945 令和９年度　0.4888 令和10年度　0.4832 令和11年度　0.4775 令和12年度　0.4719	ガラスびんの製造量（単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第10号のセメント製造業におけるセメントの製造工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　0.8392 令和９年度　0.8370 令和10年度　0.8349 令和11年度　0.8328 令和12年度　0.8306	クリンカーの生産量（単位は、トンとする。）
主務省令第２条第２項第11号の石灰製造業における生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動	(1)から(3)までの合計量		
	(1)この項の第３欄の(1)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準に、生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る基準活動量を乗じて得た値	(1)生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準 令和８年度　0.7332 令和９年度　0.7309 令和10年度　0.7286 令和11年度　0.7264 令和12年度　0.7241	(1)生石灰製造における原材料起源二酸化炭素に係る活動量 生石灰の生産量（単位は、トンとする。）
	(2)この項の第３欄の(2)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準に、軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る基準活動量を乗じて得た値	(2)軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る目指すべき水準 令和８年度　0.8257 令和９年度　0.8240 令和10年度　0.8224 令和11年度　0.8207 令和12年度　0.8190	(2)軽焼ドロマイト製造における原材料起源二酸化炭素に係る活動量 軽焼ドロマイトの生産量（単位は、トンとする。）
	(3)この項の第３欄の(3)に掲げる割当年度における当該特定事業活動のうち生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る目指すべき水準に、生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る基準活動量を乗じて得た値	(3)生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る目指すべき水準 令和８年度　0.2254 令和９年度　0.2232 令和10年度　0.2209 令和11年度　0.2187 令和12年度　0.2164	(3)生石灰及び軽焼ドロマイト製造におけるエネルギー起源二酸化炭素に係る活動量 生石灰及び軽焼ドロマイトの生産量（単位は、トンとする。）